

事務連絡  
令和2年3月19日

各 

|        |
|--------|
| 都道府県   |
| 保健所設置市 |
| 特別区    |

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)の発生のリスクを下げるための  
3つの原則」の周知について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)が令和2年3月9日に発表した「新型コロナウイルス感染症対策の見解」の別添「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」においては、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場ということが示され、クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則として、①換気を励行する、②人の密度を下げる、③近距離での会話や発声、高唱を避ける、ということが示されたところです。

つきましては、貴管内の特定建築物所有者等に対して、本原則を周知いただきますよう、よろしく御願います。

<参考>

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」  
(2020年3月9日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>